

## 第102回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

1 日 時：平成23年4月21日（木） 19：15～19：38

2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室

3 内 容：

### （1）最新の被害状況について

事務局：（第121報のとおり説明）

- ・ 死者は前回より6名増の1,365人。行方不明者は7名減の1,392人。
- ・ 鉄道について、阿武隈急行は第120報で瀬上～福島について4月中旬に開通としたが、現在不透明となっている。
- ・ 水道について、700戸が復旧し、断水しているのは現在5,475戸。いわき市では99%が回復している。

### （2）モニタリング結果について

生活環境部次長（県民安全担当）：別紙資料により説明

- ・ 南会津の合同庁舎で $0.08\mu\text{Sv}$ 、20～50km圏の飯舘村役場で $4.43\mu\text{Sv}$ 。
- ・ 多少の増減はあるが、数値は、いずれの地点でも概ね横ばい又は減少傾向が続いている。

### （3）水道水中の放射性物質検査結果について

保健福祉部長：別紙資料により説明

- ・ 4月19日に採取した45検体、20日に採取した28検体については、いずれの地点からも検出されなかった。
- ・ 資料3のとおり4月18日に採取した検体についてもいずれも検出されなかった。引き続き検査を続けていきたい。

### （4）放射性物質と農業に関する講演会について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・ 本県の農業については出荷制限、摂取制限、作付け制限、風評被害など影響を受けている。県では、3人のアドバイザーから意見を聞き、稲の作付けなどの対応したが、その中でも中心的な学習院大学理学部の村松氏に講演を依頼した。
- ・ 村松先生は24日に来福し、放射性物質に対する正しい知識や農耕地への影響についての講演をいただく。
- ・ 対象は、農業者、農業関係団体職員、市町村職員など450名。事前申込み不要。無料。
- ・ 今後の予定としては、3人の先生から引き続き営農のアドバイスをいただき、県の普及所で相談体制を整えてきたい。

## (5) 原子力災害の賠償に関する緊急要望（案）について

病院局長：別紙資料により説明

- ・ 異論がなければ本日付けで要望を行いたい。  
→特に異論なし。

松本副知事：

- ・ 本日、午前中にも菅総理大臣に同じような要望を行った。

知事：

- ・ 原発災害が今後争点になってくる。ここにも政府側の方が現地にいるので、風評被害など原発の災害に十分理解いただいていると思う。皆さんにも原発災害に対する共通認識を持ってご理解いただきたい。また、各県から来ていただいている方にも気がついたところがあれば、それぞれ提示いただきたい。

## (6) その他

原子力安全保安院 平岡次長

：別紙資料「警戒区域の設定と一時立入りの基本的考え方」

「福島第二原子力発電所の避難区域の見直し」により説明

松本副知事：

- ・ 質問が二つある。一つは、事務的な話であるが、従前どおりの避難指示区域が警戒区域に指定された。対外的に説明する場合、どちらの言葉を使ったらよいか。
- ・ 二つ目は、福島第二原子力発電所の避難区域が半径10km 圏内が8km 圏内に縮小されたが、半径8km 圏内にされた根拠を教えてください。

原子力安全保安院 平岡次長：

- ・ 従前どおりの避難指示地域が、そのまま警戒区域に指定されたということ、どちらが適切だということはない。
- ・ リスク等を勘案し、原子力安全委員会等で検討されたが、もともとの指針に半径8km から10km というものがあって、小さい方の数字で十分だろうというのが一つの理由である。

松本副知事：

- ・ 一時立入りの方法についてはオフサイトで検討中である。国、市町村主体で進められているが、具体的な計画が出てオペレーションに対応するようになったセクションはしっかり対応してほしい。

放射性物質と農業に関する講演会 開催要領

平成23年4月21日  
農林水産部農業支援総室

1 目 的

福島第一原子力発電所の事故に伴い、本県の農産物については出荷制限や摂取制限の指示に加え、風評被害などにより深刻な打撃を受けている。

そこで本講演会では、放射性物質に対する正しい知識や放射性物質の農耕地への影響等について専門家から情報提供をいただき理解を深める。

2 開催日時

平成23年4月24日（日）講演：午後1時30分から午後3時30分  
（開場：午後1時）

3 開催場所

ホテル辰巳屋8階「瑞雲・宝生・瑠璃の間」  
（福島市栄町5-1 TEL 024-522-5111）

4 講 演

演題「放射性物質の農耕地への影響と留意点」

講師 学習院大学理学部 教授 村松康行氏

（福島県放射性物質の農産物に対する影響に関するアドバイザー）

5 対 象

農業者、農業関係団体職員、市町村職員など 定員450名

6 申込み及び参加費用

事前申込み不要。無料

7 問い合わせ先

農林水産部農業振興課研究技術室（電話 024-521-7336）

取材・問い合わせ先

研究技術室

室長 荒川市郎

電話 024-521-7317

県庁内線 3176

内閣総理大臣 菅 直人 様  
文部科学大臣 高木 義明 様  
原子力経済被害担当大臣  
海江田 万里 様

## 原子力災害の賠償等に関する緊急要望(案)

この度の東北地方太平洋沖地震に伴い、福島第一原子力発電所において発生した原子力災害については、県内はもとより県外においても甚大な被害をもたらしている。

周辺地域からの避難や屋内退避を余儀なくされた住民は避難先において不便な生活を強いられているとともに、地域経済と雇用を支える事業者においても、未だ事業再開の見通しが立たない状況にあり、水道水や野菜等の摂取制限、出荷制限、米の作付け制限、さらには農林水産物や加工食品、工業製品、観光産業等における風評被害も発生し、原子力災害の影響はますます拡大している。

このような中、原子力損害の賠償を円滑に進めるため、「原子力損害賠償紛争審査会」が設置され、審議が開始されたところであるが、国による避難・屋内退避区域を超えた広範囲において放射線の見えない恐怖に長期間さらされている本県の実情も踏まえ、東京電力(株)はもとより、国が全責任を持って賠償・補償することを前提に、下記について確実に対応するよう強く要望する。

### 記

1. 賠償等に関する指針の策定に当たっては、原子力災害の収束が見えない中、現段階における損害のみで断定することなく、長期的な視点に立って起こりうる被害等についても確実に指針に盛り込むこと。
2. 被害は県内全体に及んでいるため、県内全域を賠償等の対象とすること。
3. 風評被害や精神的苦痛、営業的損害などについても幅広くとらえ、賠償等の対象とすること。
4. 役場機能移転等の被害も生じていることから、自治体が被った損害も賠償等の対象とすること。
5. 被災者等の速やかな救済及び広範な損害の十分な賠償等のため、指針は段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること。
6. 被災者や被災自治体等の意見を十分に聞くこと。
7. 上記項目の対応に当たっては、現行法の枠組みにとらわれることなく、法改正や特別法の制定等も視野に置きながら、被災者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。

平成23年4月 日

福島県知事 佐藤 雄平